

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 (2 0 2 0 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 分べん介助料</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 無痛分べん加算料 84,000円</u></p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>(16) 駐車料金 30分を超え4時間までは<u>200円</u>とし、以後1時間までごとに100円を加算した額</p> <p>(17) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(使用料及び手数料の徴収方法)</p> <p>第4条 使用料及び手数料は、<u>その都度</u>これを納めなければならない。ただし、入院している者の使用料<u>(第2条第2項第16号に掲げる駐車料金を除く。)</u>については毎月15日及び月の末日に、退院する者については退院日に、使用料をそれぞれ納めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第2条第2項に定める使用料<u>(同項第16号に掲げる駐車料金を除く。)</u>並びに同条第3項及び第4項に定める手数料は、その合計額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものを除く。)に同法第29条の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得</p>	<p>(使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 分べん介助料</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(5)～(15) 略</p> <p>(16) 駐車料金 30分を超え4時間までは<u>100円</u>とし、以後1時間までごとに100円を加算した額</p> <p>(17) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(使用料及び手数料の徴収方法)</p> <p>第4条 使用料及び手数料は、<u>診療を受け、又は診断書等の交付を受けた都度</u>これを納めなければならない。ただし、入院している者の使用料については毎月15日及び月の末日に、退院する者については退院日に、使用料をそれぞれ納めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第2条第2項に定める使用料並びに同条第3項及び第4項に定める手数料は、その合計額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものを除く。)に同法第29条の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した額(その額に10円未満の端</p>

た額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 略

（損害の賠償）

第8条 診療を受ける者又は病院の施設を使用する者が、病院の機械、器具又は施設を滅失し、又は毀損したときは、管理者は、損害の一部又は全部を賠償させることができる。

数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 略

（損害の賠償）

第8条 診療を受ける者又は病院の施設を使用する者が、病院の機械、器具若しくは施設を滅失又はき損したときは、管理者は損害の一部又は全部を賠償させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第2条第2項第16号の改正規定及び次項の規定は令和3年1月1日から、その他の規定は令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第2項第16号の規定は、令和3年1月1日以後に入場する車両に係る駐車料金について適用し、同日前に入場した車両に係る駐車料金については、なお従前の例による。